



第136号

増田 朋記  
KCCN 理事・事務局長  
弁護士

### オンライン診療を巡る消費者トラブル

パソコンやスマホ、タブレットなどを使って、遠隔で医師の診察や薬の処方を受けることができるオンライン診療が広がっています。

しかし、医師法では、医師が自ら「診察」せずに、治療や薬の処方をすることを禁止しています。

対面での診察を行わないオンライン診療は、医師が自ら診察しなければならないという医師法に抵触しないのでしょうか。

平成9年12月24日、厚生省健康政策局長通知によって、このようなオンライン診療と医師法との関係が明示されました。

このときには「診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本であり、遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補完するものとして行うべきものである。」とした上で、例外的に「直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第20条等に抵触するものではない。」として、遠隔診療を許容していました。

さらに、その後に発出された、平成29年7月14日付厚生労働省医政局長通知では、遠隔診療が許容される「直接の対面診療を行うことが困難である場合」について平成9年通知で示された「離島、へき地の患者」はあくまで「例示」であることが明確にされ、新たに離島やへき地以外の都市部等においても許容可能性があることが示されています。

そして、平成30年3月に、厚生労働省は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を公表しています。

その後、新型コロナの感染症拡大もあり、オンライン診療のニーズはますます高まり、指針も改定されて、段階的に規制が緩和されてきています。

遠隔での診察が有用な場合があり、かつ一定の条件が保たれれば、患者の情報を適切に得て、適切に処置をすることが可能な場合のあることは確かだと思います。

しかし、昨今では、本当に患者のことを十分に診て、適切に処置しているのか疑問なケースが散見されます。

例えば、令和5年12月20日の国民生活センターの報道発表資料では痩身目的等のオンライン診療トラブルについて注意喚起されています。

[https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20231220\\_1.pdf](https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20231220_1.pdf)

このようなケースでは、基礎疾患の問診なども不十分なまま、ダイエット目的で、糖尿病治療薬が3ヶ月や6ヶ月といった長期にわたって処方されているのです。

上記厚生労働省の指針では、最低限遵守する事項として、基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日分以上の処方を行わないことが定められていますが、明らかにこれに違反するものです。

ダイエットの悩みを抱える消費者を、ウェブサイトの広告からオンライン診療に導いて、長期間・高額な薬を処方するというこのスキームは、もはや医療ではなく、医療の名を借りたオンライン勧誘販売ではないかと思います。

現在こうした問題への対応を含め、オンライン診療を法律上明確に定義する医療法改正法案が継続審議中ですが、このような法律が今後どのように機能するのか留意しつつ、消費者の分野においても対応が検討されるべきではないかと思います。

(2025年11月)